

贈与を身近に



子や孫のための、財産の有効活用

お金や暮らしの知恵を学びましょう！

子や孫のため、財産の有効活用を 考えてみませんか？

高齢化の進展に伴い、高齢者が亡くなった際、その相続が別の高齢者へ行われる「老老相続」が増えています。相続を受ける方が高齢者である場合、子育てや住宅購入など大きな資金が必要になるライフイベントが一段落していることが多く、相続した財産が使われず、貯蓄となるケースもあるでしょう。

一方で、財産を若い世代へ生前贈与し、子育てや住宅資金などに有効活用してもらうという考え方があります。

贈与によって、高齢者が保有している財産を早い時期に子や孫世代に移転するようになれば、子や孫の助けとなり有効活用してもらえらるることに加え、経済社会の活性化に繋がることも期待できます。

財産を円満に引き継ぐためにも、元気なうちから準備を進めておくことが大切です。

贈与税とは

贈与を行うと、贈与税が発生する場合があります。贈与税は贈与を受けた人が納めます。財産を生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐ意味で、贈与税は相続税を補完する役割を果たしています。

贈与税の課税方式には「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。税制改正により、令和6年1月からそれぞれ変更が加えられました。

課税方式の概要は下の表のとおりです。詳細については税務署等へご確認ください。



贈与税の課税方式

課税方式① 暦年課税	課税方式② 相続時精算課税
<p>○1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税。</p> <p>○基礎控除(110万円/年)の範囲内の贈与であれば、贈与税はかからず、税務署への申告は不要。</p> <p>○取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、税率を適用して税額を算出する。</p> <p>※例えば…1人の孫が、祖父から110万円、祖母から110万円を受け取ると、合計220万円となり贈与税の対象になる。</p>	<p>○累計2,500万円まで非課税で贈与できる。複数年に分けても良い。</p> <p>○基礎控除(110万円/年)あり。</p> <p>○取得した財産の合計額から基礎控除額を控除し、さらに特別控除(累計で2,500万円まで)の適用がある場合はその金額を控除した残額について、税率を適用して税額を算出する。</p> <p>○この制度を利用する場合は、税務署に届出書を提出する。</p>

出典：知るぽるとHP「贈与を身近に」、財務省HP「相続税」と「贈与税」を知ろう、国税庁HP「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」

